

参考（改正後全文）

社援発 0727 第 2 号  
平成 27 年 7 月 27 日  
第 2 次～第 9 次  
（ 省 略 ）  
第 10 次 改 正  
社援発 0306 第 30 号  
令和 2 年 3 月 6 日  
第 11 次 改 正  
社援発 0313 第 8 号  
令和 2 年 3 月 13 日  
第 12 次 改 正  
社援発 0603 第 1 号  
令和 2 年 6 月 3 日  
第 13 次 改 正  
社援発 0907 第 2 号  
令和 2 年 9 月 7 日  
第 14 次 改 正  
社援発 1106 第 5 号  
令和 2 年 11 月 6 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

### 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

## 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱

### 1 目的

地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等、各事業の実施要領による。

### 3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

#### (1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。

#### (2) 被保護者就労支援事業

生活保護法第 55 条の 7 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る事業。

#### (3) 被保護者健康管理支援事業

生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図る事業。

#### (4) 生活困窮者就労準備支援等事業

##### ア 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

##### イ 被保護者就労準備支援等事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計

画的かつ一貫して行う事業、無料低額宿泊所等の入居者について居宅生活移行を支援する事業、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的に需要が増加した生活困窮者及び生活保護受給者について居宅生活移行を支援する事業、被保護者に対する家計改善支援を実施する事業、所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により生活保護関係職員の資質向上を図る事業及び個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業）、被保護者家計改善支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く）。

ウ 一時生活支援事業

(ア) 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

(イ) 一時生活支援事業のうち地域居住支援事業

シェルター等を利用していた者及び地域社会から孤立した状態にある者等に対し、一定期間内に限り、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業。

エ 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者ととともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う事業。

カ 都道府県による市町村支援事業

都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を推進する事業。

キ 福祉事務所未設置町村による相談事業

福祉事務所を設置していない町村において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ク アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方への支援を強化する事業。

ケ 就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業

市同士の連携や都道府県の関与による就労準備支援事業等の広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する事業。

コ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業

就労に向け支援が必要な生活困窮者に対し、都道府県が就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案やマッチングを行う事業。

サ 自立相談支援機関等の強化事業

対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話や SNS/メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する事業。

シ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ア) 生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業

(イ) 生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費(「就職氷河期世代等への支援のための生活福祉資金貸付(福祉資金[福祉費における技能修得費])における新しいメニューの創設について」(令和2年2月13日付け社援発0213第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づく新しいメニューの集計等のための生活福祉資金業務システムの改修費を含む。)に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

(エ) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるようにするため、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上を図るための事業並びに当該事業に関する普及及び啓発を行う事業。

(オ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業。

(カ) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員に対し、生活困窮者を始め、地域の要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必

要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(キ) 被災者見守り・相談支援等事業

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

社会福祉法第106条の3の規定に基づき包括的な支援体制を整備する市町村等の創意工夫ある取組を支援することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図る事業。

(6) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

生活保護制度の適正な運営を確保するため、以下の事業を実施することで、適正化の取組を推進する。

(ア) 生活保護法施行事務監査等事業等

a 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が実施する生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が実施する保護施設に対する指導監査、指定医療機関・指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

b 生活保護特別指導監査事業

都道府県又は指定都市が実施する一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

(イ) 医療扶助適正化等事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

a レセプトを活用した医療扶助適正化事業

b 子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業

c お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業

d 医療扶助の適正実施の更なる推進

(a) 後発医薬品の使用促進

(b) 適正受診指導等の強化

(c) 精神障害者等の退院促進

e 居宅介護支援計画点検等の充実

f その他の医療扶助適正化等の推進

(ウ) 認定等適正実施事業

a 収入資産状況把握等充実事業

収入申告書徴取の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

b 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。

c 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

d 都道府県等による生活保護業務支援事業

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

e 警察との連携協力体制強化事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

f 業務効率化事業

I T の活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについて、その費用の一部を支援する。

g 感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び新規申請の件数の増加に対応するため、福祉事務所における面接相談等の体制の強化を図る。

(エ) その他適正化事業

上記(ア)から(ウ)までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業(生活保護の自立支援にかかる業務を除く)。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立を支援するための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(ア) 福祉人材確保事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対する修学資金等を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保推進事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者等及び社会福祉事業等に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業等経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士修学資金等貸付事業

「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成 30 年 2 月 1 日厚生労働省発社援 0201 第 2 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(イ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県又は市が社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき実施する指導監査。

(ウ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。

(エ) 外国人介護人材受入支援事業

「外国人介護人材受入環境整備事業の実施について」（平成 31 年 3 月 28 日社援発 0328 第 47 号社会・援護局長通知）の別紙「外国人介護人材受入環境整備事業実施要綱」の別添 3 に基づき、外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、当該外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修等を実施する事業。

(オ) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等を実施等する事業。

(カ) 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業

都道府県社会福祉協議会に市町村支援員を配置する等により、平時から、市町村社会福祉協議会への災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修等を行うとともに、市町村社会福祉協議会において、必要に応じ市町村支援員等の指導・協力を得ながら、災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

(キ-1) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸

付原資に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

(キー2)「生活福祉資金貸付制度における「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。

(ク) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

(ケ) 地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等、と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る。

(コ) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する事業。

(サ) 介護福祉士養成施設等における感染症予防対策事業

国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、介護福祉士養成施設等の学生等に対する感染症予防・拡大防止に関する取組を支援する事業。

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

(ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

(イ) 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

(ウ) 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活が



送れるよう支援する事業。

(エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活等の支援を行う事業。

(オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進する事業。

オ 保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業

国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、保護施設等の入所者等（当該施設等の入所者、利用者及び職員をいう。）に対する感染拡大防止の取組を支援する事業。

カ 救護施設職員への慰労金給付事業

救護施設に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症へ対応する心理的・肉体的負担に対し慰労金を給付する事業。

キ 保護施設等の事業継続支援等事業

保護施設等の事業継続を支援するため、施設に勤務する職員の衛生管理及び安全対策並びに施設の事業継続・再開の取組を支援する事業。

ク 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等

複数の小規模法人の参画する法人間連携プラットフォームを構築し、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組等を推進する事業。

(ア) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について」（平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、複数の小規模法人の参画する法人間連携プラットフォームを構築し、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業。

(イ) 介護職チームケア実践力向上推進事業

「介護職チームケア実践力向上推進事業の実施について」（令和2年3月27日社援発0327第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタント等を活用し、リーダー的介護職員の育成等チームケアの実践を通じて、介護人材の参入環境の整備、定着等を推進する事業。

#### 4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」、「寄り添い型相談支援事業」、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」、「外国人介護人材受入支援事業」及び「介護職チームケア実践

力向上推進事業」を除く。

- (1) 自立相談支援事業実施要領（別添 1）
- (2) 被保護者就労支援事業実施要領（別添 2）
- (3) 被保護者健康管理支援事業実施要領（別添 3）
- (4) 生活困窮者就労準備支援等事業
  - ア 就労準備支援事業実施要領（別添 4）
  - イ 被保護者就労準備支援等事業実施要領（別添 5）
  - ウ 一時生活支援事業実施要領（別添 6）
  - エ 家計改善支援事業実施要領（別添 7）
  - オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領（別添 8）
  - カ 都道府県による市町村支援事業実施要領（別添 9）
  - キ 福祉事務所未設置町村による相談事業実施要領（別添 10）
  - ク アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業実施要領（別添 11）
  - ケ 就労準備支援事業実施体制整備モデル事業実施要領（別添 12）
  - コ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業実施要領（別添 13）
  - サ 自立相談支援機関等の強化事業（別添 14）
  - シ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
    - (ア) 生活困窮者自立支援法第 7 条第 2 項第 3 号に基づく事業実施要領（別添 15）
    - (イ) ひきこもり支援推進事業実施要領（別添 16）
    - (ウ) 日常生活自立支援事業実施要領（別添 17）
    - (エ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業実施要領（別添 18）
    - (オ) 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添 19）
    - (カ) 被災者見守り・相談支援等事業実施要領（別添 20）
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施要領（別添 21）
- (6) 生活保護適正化等事業
  - ア 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添 22）
  - イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添 23）
  - ウ 地域福祉増進事業
    - (ア) 福祉人材確保推進事業実施要領（別添 24）
    - (イ) 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 25）

- (ウ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領  
(別添 26)
- (エ) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業実施要領  
(別添 27)
- (オ) 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業実施要領  
(別添 28)
- (オ) 運営適正化委員会設置運営事業実施要領 (別添 29)
- (カ) 地域生活定着促進事業実施要領 (別添 30)
- (キ) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業実施要領 (別添 31)
- (ク) 介護福祉士養成施設等における感染症予防対策事業実施要領  
(別添 32)
- エ 中国残留邦人等地域生活支援事業
  - (ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領  
(別添 33)
  - (イ) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添 34)
  - (ウ) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (別添 35)
  - (エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領  
(別添 36)
  - (オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領  
(別添 37)
- オ 保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業 (別添 38)
- カ 救護施設職員への慰労金給付事業 (別添 39)
- キ 保護施設等の事業継続支援等事業 (別添 40)

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 事業の遂行状況の報告

国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告を求めることとする。

(別添 39)

## 救護施設職員への慰労金給付事業実施要領

### 1 目的

本事業は、救護施設に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症へ対応する、心理的・肉体的負担に対し慰労することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

#### (1) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、救護施設を運営する都道府県、指定都市、中核市（以下、「都道府県等」という）とする。

#### (2) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県等が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める、救護施設を運営する社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体とする。

### 3 事業内容

都道府県等において、管内にある救護施設に対し事業を実施することとする。

本事業は、救護施設に勤務する職員に対し、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③介護施設等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付し支援するものである。

#### (1) 給付対象者

①慰労金の給付対象となる職員は次のア、イいずれにも該当する者とする。

ア 救護施設で通算して10日以上勤務した者

※ 「10日以上勤務」とは、救護施設において勤務した日が、始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※ 「始期」は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。）とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

イ 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該施設において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による他の社会福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、給付は1人につき1回に限る。

(2) 給付額

①新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した救護施設に勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設で勤務した職員

1人20万円を給付

②それ以外の救護施設職員

1人5万円を給付

(3) 給付方法

都道府県等から所管する救護施設へ補助し、救護施設から対象職員へ支給することを原則とする。

(4) その他留意事項

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。